

恵珠苑 指定通所介護事業所

運 営 規 程

《介護予防・日常生活支援総合事業 通所型》

《介護予防通所介護相当サービス》

社会福祉法人 優 輝 会

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人優輝会が行う「介護予防通所介護相当サービス」の事業（以下「事業」という。）は、要支援状態にある高齢者又は事業対象者からの依頼を受けて、当該事業を行う事業所ごとに置くべき介護予防通所介護相当サービスの提供にあたる従業者（以下「従業者」という。）が、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立って、適切な介護予防通所介護相当サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能、活動、参加などの生活機能の維持・向上を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。

2 事業を運営するにあたっては、地域との結び付きを重視し、長崎市、地域包括支援センター等、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 恵珠苑 指定通所介護事業所
- (2) 所在地 長崎市田上 2 丁目 15 番 12 号(特別養護老人ホーム恵珠苑 1 階)

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第 4 条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。（指定介護通所事業所と兼務）

- (1) 管 理 者 サービス提供時間帯を通じて 1 名以上(生活相談員を兼務)
 - ① 事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に事業の運営に必要な指揮命令を行う。
 - ② 利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、介護予防通所介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した通所介護計画を作成する。
 - ③ 通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得る。
 - ④ 通所介護計画を作成した際には、当該通所介護計画を利用者に交付する。

- ⑤ モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した地域包括支援センター・指定居宅介護支援事業者に報告する。
- ⑥ モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所介護計画の変更を行う。
- (2) 生活相談員 サービス提供時間帯を通じて1名以上
生活相談員は、介護予防通所介護計画に基づき、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう、利用者又はその家族に対し、相談援助等の生活指導を行う。
- (3) 看護職員 専ら当該サービスの提供に当たるもの1名以上（機能訓練指導員を兼務）
看護職員は、利用者の健康状態を常に把握し、健康保持及び要介護状態となることの予防に努める。
- (4) 介護職員 単位毎に確保すべき勤務延べ時間数の計算結果が6名以上
介護職員は、指定介護予防通所介護の提供にあたる。
- (5) 機能訓練指導員 専ら当該サービスの提供に当たるもの1名以上
機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 毎週月曜日から土曜日までとする。及び8月15日及び12月30日から翌年1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。ただし、特別な必要がある場合はこの限りではない。

（介護予防通所介護相当サービスの利用定員）

第6条 事業所の利用定員は、1日40名とする。

（介護予防通所介護相当サービスの内容及び利用料その他の費用の額）

第7条 介護予防通所介護相当サービスの内容は次のとおりとし、介護予防通所介護相当サービスを提供した場合の利用料は、長崎市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱の定める額とする。

ただし、当該介護予防通所介護相当サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

- (1) 生活指導（相談援助等）
 - (2) 機能訓練（日常動作訓練）
 - (3) 介護サービス（見守り等のサービス）
 - (4) 健康状態の確認
 - (5) 送迎
 - (6) 給食サービス
 - (7) 入浴サービス
- 2 事業所は、前項の支払いを受ける額その他、次の各号に掲げる費用の額の支払いを、利用者から受けることができる。
- (1) 通常の事業の実施地域を超えた地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用。（1 km100円として算出する）
 - (2) 介護予防通所介護相当サービスに通常要する時間を超える介護予防通所介護相当サービスであって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の介護予防通所介護相当サービスに係る費用基準額を超える費用。（実費相当額）
 - (3) 介護予防通所介護相当サービスの規定回数を超えて利用する場合、1回につき2,000円の料金を徴収。
 - (4) 食事の提供に係る費用（650円）
 - (5) おむつ代等（おむつ代・パット代・マスク代）（実費相当額）
 - (6) キャンセル料金
緊急やむを得ない場合以外に、利用前日夜9：00までに申し出がなく、利用を中止した場合には、キャンセル料金（650円）を徴収。
 - (7) 前各号に掲げるものの他、介護予防通所介護相当サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用。（実費相当額）
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者等に対し事前に文書で説明をしたうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、長崎市（旧香焼町・旧伊王島町・旧高島町・旧野母崎町・旧外海町・旧三和町・旧琴海町を除く）とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第9条 利用者は、介護予防通所介護相当サービスの提供を受ける際は、次の

事項について留意するものとする。

- (1) 努めて健康に留意すること。
- (2) 管理者が定めた場所と時間以外で喫煙又は飲酒をしてはならない。
- (3) 指定された場所以外で火気を使用しないこと。
- (4) その他管理者が定めた事項。

(緊急時及び体調急変等における対応方法)

第10条 従業者は、介護予防通所介護相当サービスの実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

- (1) 通所介護利用時に、医療職等による問診等から病院受診をした方がよいと判断した場合、原則家族の付き添いのもと病院受診をする。また、病院受診に係る費用は家族負担とする。
- (2) すぐには病院受診に付き添えない場合は、病院到着後 40 分以降は、職員の付き添いに係る以下の料金を徴収。

最初の 40 分まで 2,000 円、以降 20 分毎に 1,000 円

(非常災害対策)

第11条 事業者は、非常災害に備えて必要な設備を設け、防災及び避難に関する計画を作成する。

- 2 非常災害に備え、半年毎に 1 回の避難及び救出、その他必要な訓練等を行い、夜間を想定した訓練等も行う。
- 3 防火管理者は、講習等により必要な知識を身に付け、職員に指導し、定期的に設備等の状態や、避難経路等の確認を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 事業者は虐待の防止を重視し、安全な環境を提供する。

- 2 虐待防止検討委員会を設立し、おおむね半年に 1 回以上の会議と報告プロセスを確立する。
- 3 虐待の種類と徴候についての指針を策定し、従業者に普及させる。
- 4 従業者に対する虐待防止のための研修プログラムを設ける。
- 5 匿名報告の仕組みを提供し、報告者を保護するための措置を明示する。
- 6 虐待報告の進捗状況を関係者に通知し、適切な対応を取る。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を確保するとと

- もに、業務体制を整備する。
- 2 従業者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
 - 3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じる。
 - 4 事業所は、介護予防通所介護相当サービスに関する記録を整備し、契約終了後5年間保存するものとする。
 - 5 事業所は、提供したサービスに関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。
 - 6 利用者に対し賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
 - 7 この規程に定める事項の外、事業の運営に関する重要事項は、社会福祉法人優輝会と事業所の管理者との協議に基づいて別に規定するものとする。

附 則

この規程は、平成29年9月1日から施行する。

平成30年4月1日 一部改正（従業員の員数）

平成31年4月1日 一部改正（従業員の員数）

（営業日及び営業時間）第5条

令和2年4月1日 一部改正（従業員の員数）第4条

（指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額）第7条

（緊急時及び体調急変等における対応方法）

令和3年4月1日 一部改正（従業員の員数）第4条

令和4年4月1日 一部改正（従業員の員数）第4条

（介護予防通所介護相当サービスの内容及び利用料その他の費用の額）第7条

令和4年11月1日 一部改正（従業員の職種、員数）第4条

令和5年1月1日 一部改正（（介護予防通所介護相当サービスの内容及び利用料その他の費用の額）第7条

令和5年4月1日 一部改正（従業員の職種、員数）第4条

令和6年4月1日 一部改正（従業員の職種、員数）第4条

（虐待の防止のための措置に関する事項）第12条